

第百十三回国會議院法務委員會會議錄第三号

昭和六十三年十二月八日(木曜日)
午後零時四十六分開会

委員の異動

十一月三十日

猪熊 重二君

補欠選任
峯山 昭範君

十二月七日

梶木 又三君

補欠選任
浦田 勝君

中村 太郎君

林 道君

藤田 正明君

峯山 昭範君

宮本 顯治君

十二月八日

浦田 勝君

辞任

補欠選任
宮崎 秀樹君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

塩出 啓典君

下稲葉耕吉君

鈴木 省吾君

諫山 博君

陣内 孝雄君

中曾根弘文君

中西 一郎君

長谷川 信君

宮崎 秀樹君

秋山 長造君

千葉 景子君

中野 明君

内藤 功君

國務大臣

法務大臣

法務大臣官房長

法制調査部長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局総務局第一

課長

事務局側

常任委員会専門

員

片岡 定彦君

金谷 利廣君

秋山 壽延君

西川 潔君

林田悠紀夫君

井嶋 一友君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

則定 衛君

本日の會議に付した案件

○裁判所の休日に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塩出啓典君) ただいまから法務委員會を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十一月三十日、猪熊重二君が委員を辞任され、その補欠として峯山昭範君が選任されました。

また、昨日、梶木又三君、中村太郎君、林道君、藤田正明君、峯山昭範君及び宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として浦田勝君、中曾根弘文君、陣内孝雄君、堀内俊夫君、中野明君及び内藤功君が選任されました。

また、本日、浦田勝君が委員を辞任され、その補欠として宮崎秀樹君が選任されました。

○委員長(塩出啓典君) 裁判所の休日に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る十一月二十二日に終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。

裁判所の休日に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(塩出啓典君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

下稲葉耕吉君から発言を求められておりますので、これを許します。下稲葉耕吉君。

○下稲葉耕吉君 私は、ただいま可決されました裁判所の休日に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派及び各派に属しない議員西川潔君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

裁判所の休日に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府並びに最高裁判所は、本法施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、土曜閉庁の実施に当たっては、職員の配置等について留意し、裁判手続における国民の権利行使に支障が生じないようにするとともに、国民に対する司法サービスの低下をもたらすことのないようにすること。

二、土曜閉庁の実施に当たっては、その趣旨について国民から十分な理解を得るよう適切な措置を講ずること。

三、職員の年間総実勤務時間の短縮を図るため、年次休暇の消化の促進、完全週休二日制の早期実現等について、格段の努力をすること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(塩出啓典君) ただいま下稲葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(塩出啓典君) 全会一致と認めます。よって、下稲葉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員會の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。林田法務大臣。

○國務大臣(林田悠紀夫君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重してまいり所存でございます。

なお、最高裁にその趣旨をお伝えし、遺憾のないよう配慮いたしたいと考えます。

○委員長(塩出啓典君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塩出啓典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

十一月二十二日予備審査のため、本委員會に左の案件が付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条中「百五万五千元」を「百八万五千元」に、「八十六万四千元」を「八十八万五千元」に改める。
別表を次のように改める。
別表(第二条関係)

判 事 補								判 事								最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	区 分	報 酬 月 額
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号						
二三七、八〇〇円	二四八、〇〇〇円	二六六、五〇〇円	二八二、七〇〇円	三〇六、〇〇〇円	三三一、三〇〇円	三五六、〇〇〇円	三九四、二〇〇円	四七九、〇〇〇円	五二九、〇〇〇円	五八九、〇〇〇円	六五二、〇〇〇円	七五五、〇〇〇円	八八五、〇〇〇円	九四八、〇〇〇円	一、〇六九、〇〇〇円	一、一八五、〇〇〇円	一、二七九、〇〇〇円	一、三三八、〇〇〇円	一、八三五、〇〇〇円		

附 則
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給

簡易裁判所判事																																					
九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	
二一四、七〇〇円	二〇五、四〇〇円	一九二、四〇〇円	一八四、三〇〇円	七五五、〇〇〇円	六五二、〇〇〇円	五八九、〇〇〇円	五二九、〇〇〇円	四一四、一〇〇円	三九四、二〇〇円	三五六、〇〇〇円	三三一、三〇〇円	三〇六、〇〇〇円	二八二、七〇〇円	二六六、五〇〇円	二四八、〇〇〇円	二三七、八〇〇円	二一四、七〇〇円	二〇五、四〇〇円	一九二、四〇〇円	一八四、三〇〇円	七五五、〇〇〇円	六五二、〇〇〇円	五八九、〇〇〇円	五二九、〇〇〇円	四一四、一〇〇円	三九四、二〇〇円	三五六、〇〇〇円	三三一、三〇〇円	三〇六、〇〇〇円	二八二、七〇〇円	二六六、五〇〇円	二四八、〇〇〇円	二三七、八〇〇円	二一四、七〇〇円	二〇五、四〇〇円	一九二、四〇〇円	一八四、三〇〇円

与は、新法の規定による報酬その他の給与の内
払とみなす。
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法

別表を次のように改める。

検 事																				そ の 他 の 検 事 長	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	次 長 検 事	検 事 総 長	区 分	俸 給 月 額
二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号						
一八四、三〇〇円	一九二、四〇〇円	二〇五、四〇〇円	二一四、七〇〇円	二三七、八〇〇円	二四八、〇〇〇円	二六六、五〇〇円	二八二、七〇〇円	三〇六、〇〇〇円	三三一、三〇〇円	三五六、〇〇〇円	三九四、二〇〇円	四七九、〇〇〇円	五二九、〇〇〇円	五八九、〇〇〇円	六五二、〇〇〇円	七五五、〇〇〇円	八八五、〇〇〇円	九四八、〇〇〇円	一、〇六九、〇〇〇円	一、〇九一、〇〇〇円	一、一八五、〇〇〇円	一、〇九一、〇〇〇円	一、三三八、〇〇〇円		

副 檢 事															
一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五 号	十六 号
五二九、〇〇〇円	四一四、一〇〇円	三九四、二〇〇円	三五六、〇〇〇円	三三一、三〇〇円	三〇六、〇〇〇円	二八二、七〇〇円	二六六、五〇〇円	二四八、〇〇〇円	二三七、八〇〇円	二一四、七〇〇円	二〇五、四〇〇円	一九二、四〇〇円	一八四、三〇〇円	一七一、七〇〇円	一六一、九〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

第二号中正誤

へ
段
行

誤

正

其ノ

// // // 〇
 // // ≡ 二
 二 八 ≡ 二

終わり

昭和六十三年十二月十四日印刷

昭和六十三年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K